

平成 23 年度水道水質検査計画について

1. 検査概要

- (1) 検査地点：水質基準が適用される給水栓水（蛇口）に加えて、配水管の末端等、水の停滞しやすい場所としました。
- (2) 検査項目：水道法で義務付けられている毎日検査と水質基準項目を行ないます。
- (3) 検査頻度：毎日検査については、各検査箇所において毎日行い、水質基準項目については、毎月一回行います。

2. 水質検査項目及び検査頻度

- (1) 毎日検査については配水区域ごとに市内 17 箇所で検査を行います。水質基準項目は、水源及び配水区域ごとに市内 27 箇所で検査を行います。（水質検査地点：図 1 参照）
- (2) 毎日検査項目 4 項目（毎日検査項目 3 項目＋水質基準項目 1 項目）
給水栓（蛇口）で毎日検査することが義務付けられている項目です。

表 1 毎日検査

	項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	残留塩素濃度	0.1mg/l 以上
4	味	異常でないこと

検査地点	検査頻度	検査地点	検査頻度
井波地域系統	1 回／日	小又水系	1 回／日
井口地域系統	1 回／日	湯谷水系	1 回／日
城端地域系統	1 回／日	砂子谷水系	1 回／日
大西系統	1 回／日	人母水系	1 回／日
南部水系	1 回／日	蔵原水系	1 回／日
小山水系	1 回／日	土山水系	1 回／日
吉見系統	1 回／日	三軒茶屋水系	1 回／日
樋瀬戸系統	1 回／日	福野地域系統	1 回／日
舘水系	1 回／日		

(3) 水質基準項目（50 項目）

給水栓（蛇口）において、水道法に定められていた水質基準に適合する水質（表 2 参照）で給水することが義務付けされている項目です。

表 2 水質基準項目

浄水水質基準項目及び基準値

番号	項目名	基準値	番号	項目名	基準値
1	一般細菌	100 個/mL 以下	26	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
2	大腸菌	検出されないこと	27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下
3	カドミウム	0.003mg/L 以下	28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
4	水銀	0.0005mg/L 以下	29	ブロモホルム	0.09mg/L 以下

5	セレン	0.01mg/L 以下	30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
6	鉛	0.01mg/L 以下	31	亜鉛	1.0mg/L 以下
7	ヒ素	0.01mg/L 以下	32	アルミニウム	0.2mg/L 以下
8	六価クロム	0.05mg/L 以下	33	鉄	0.3mg/L 以下
9	シアン	0.01mg/L 以下	34	銅	1.0mg/L 以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸 態窒素	10mg/L 以下	35	ナトリウム	200mg/L 以下
11	フッ素	0.8mg/L 以下	36	マンガン	0.05mg/L 以下
12	ホウ素	1.0mg/L 以下	37	塩化物イオン	200mg/L 以下
13	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	38	カルシウム、マグネシウム 等（硬度）	300mg/L 以下
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	39	蒸発残留物	500mg/L 以下
15	シス及びトランス -1,2-ジクロロエチレ ン	0.04mg/L 以下	40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
16	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	41	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
18	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
19	ベンゼン	0.01mg/L 以下	44	フェノール類	0.005mg/L 以下
20	塩素酸	0.6mg/L 以下	45	有機物等（全有機炭素の量）	3mg/L 以下
21	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	46	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
22	クロロホルム	0.06mg/L 以下	47	味	異常でないこと
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	48	臭気	異常でないこと
24	ジブromokクロロメタン	0.1mg/L 以下	49	色度	5 度以下
25	臭素酸	0.01mg/L 以下	50	濁度	2 度以下

浄水：毎月検査 11 項目（番号 1, 2, 33, 37, 38, 45～50）

3 ヶ月毎 23 項目（番号 1, 2, 9, 20～30, 33, 37, 38, 45～50） 年 1 回 50 項目

原水：年 1 回 39 項目（番号 1～19, 31～50）

（４）指標菌検査

耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム、ジアルジア）の監視として、原水の指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を実施します。水源の種類により毎月、3 ヶ月毎、年 1 回の頻度で検査します。

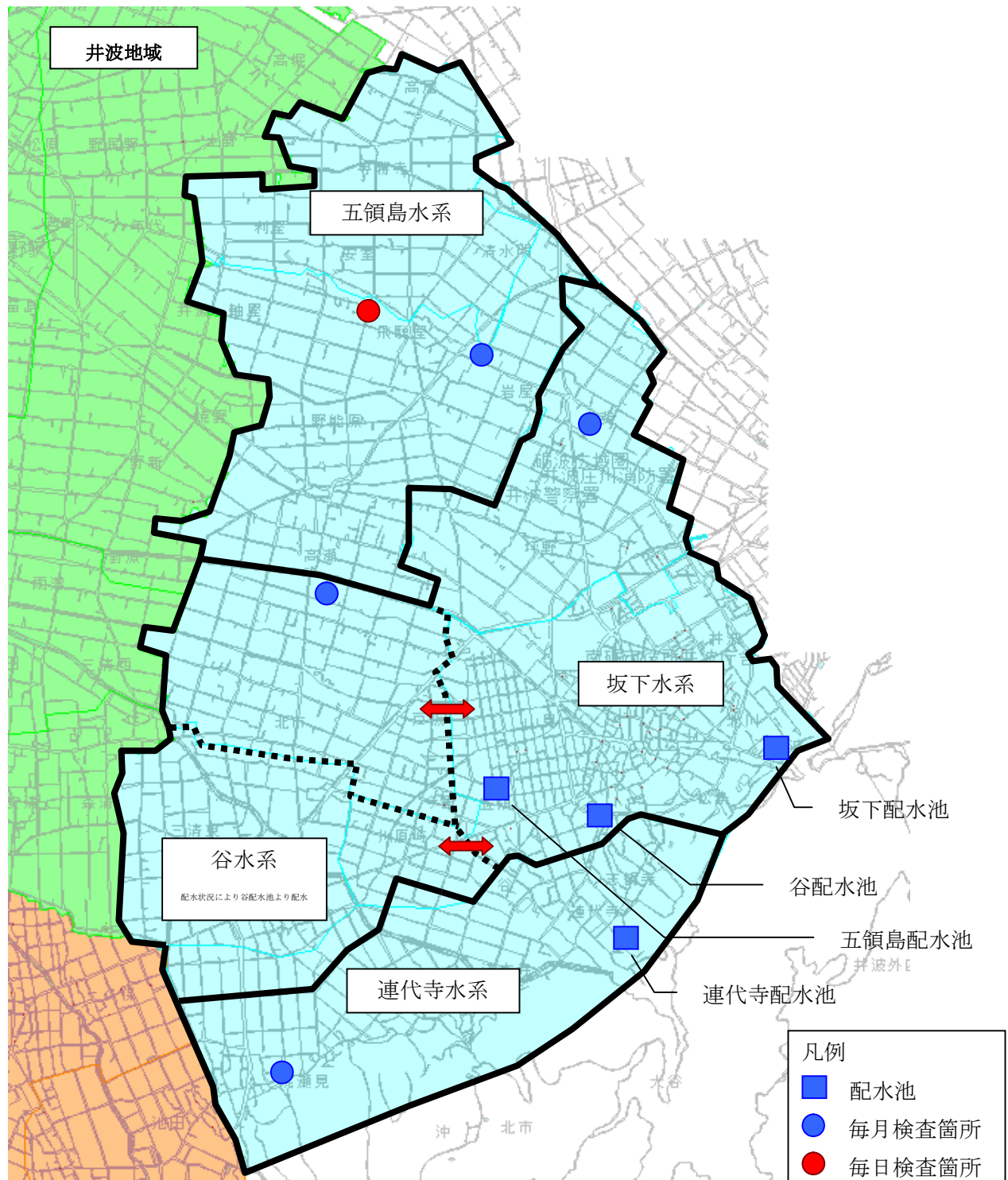
（５）クリプトスポリジウム、ジアルジア検査

（４）の指標菌検査で陽性となった原水について、3 ヶ月毎に検査します。

3. 水質検査方法

水質基準項目と指標菌検査は砺波広域圏事務組合水道事業所に、クリプトスポリジウム等検査は最低価格業者に委託しております。検査方法については、国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）によって行ないます。なお、それ以外の検査方法については、上水試験方法（日本水道協会）によって行ないます。

図 1－1 水質検査を行う採水地点（井波地域）



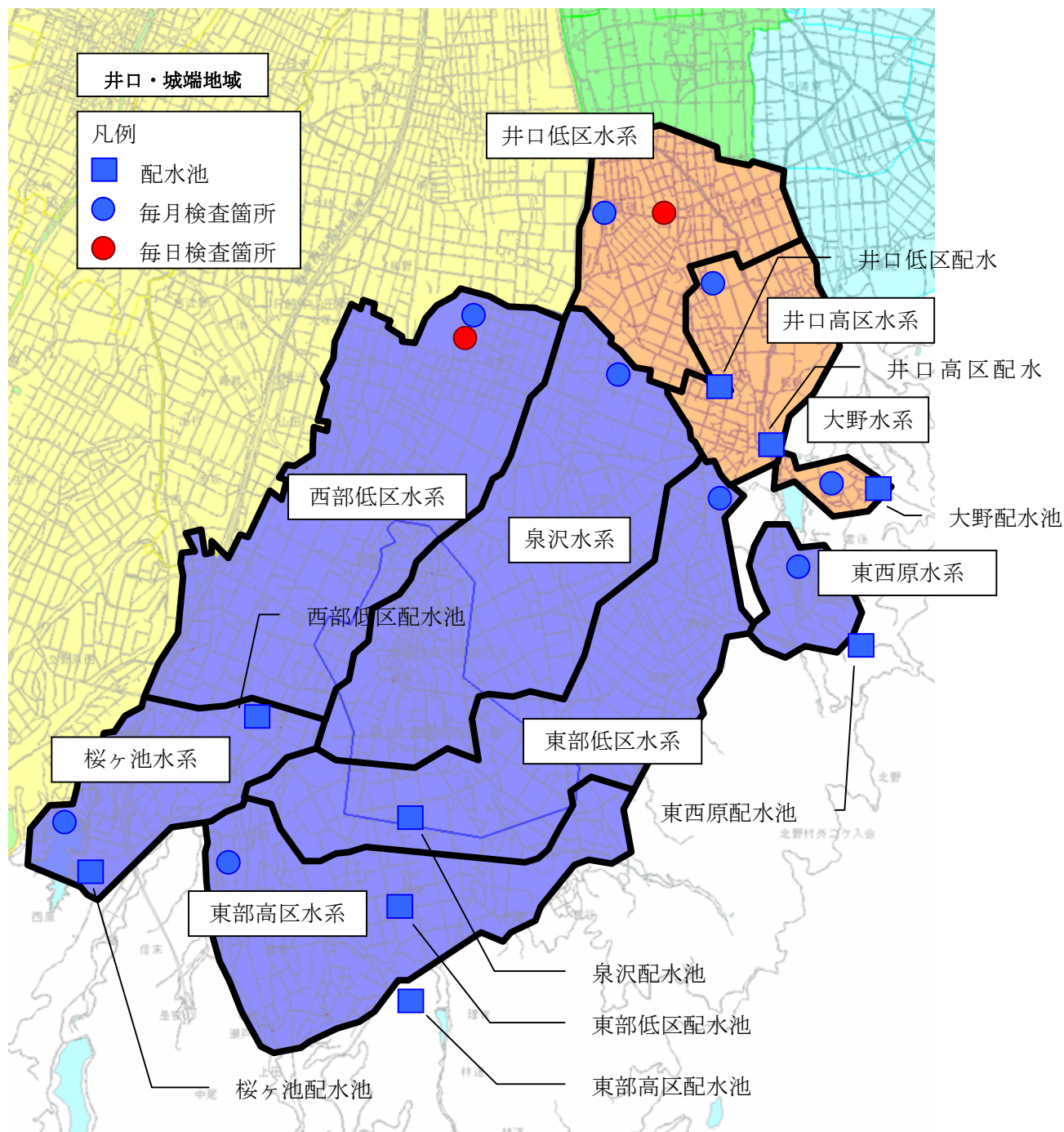
水系の目安となる住所

井波地域

坂下水系	井波、今里、沖、川原崎、北市、北川、五領、三清東、高瀬、坪野、戸板、藤橋、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、松島、山下、山斐、山見 (一部地区が、配水の状況により谷配水系として配水されます。)
連代寺水系	院瀬見、院瀬見西山、志観寺、清玄寺、谷、東城寺、連代寺
五領島水系	安室、岩屋、井波軸屋、清水明、専勝寺、高屋、利屋、野能原、飛驒屋

※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安と考えてください。

図 1－2 水質検査を行う採水地点（井口・城端地域）



水系の目安となる住所

井口地域

井口高区水系	池田、川上中、蛇喰
井口低区水系	池尻、井口、久保、上広安、宮後
大野水系	大野

城端地域

泉沢水系	城端、泉沢、大宮野、北野、理休
東部高区水系	打尾、上見、大鋸屋、瀬戸、中尾、正谷、盛新、林道
東部中区水系	西明、細野、蓑谷
西部低区水系	大窪、大宮野新、金戸、経塚野、国広、是安、示野、千福新、野田、信末、細木
桜ヶ池水系	上原、千福、立野原東、塔尾、野口

東西原水系	東西原
-------	-----

※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安とと考えてください。

図 1-3 水質検査を行う採水地点（福光地域①）

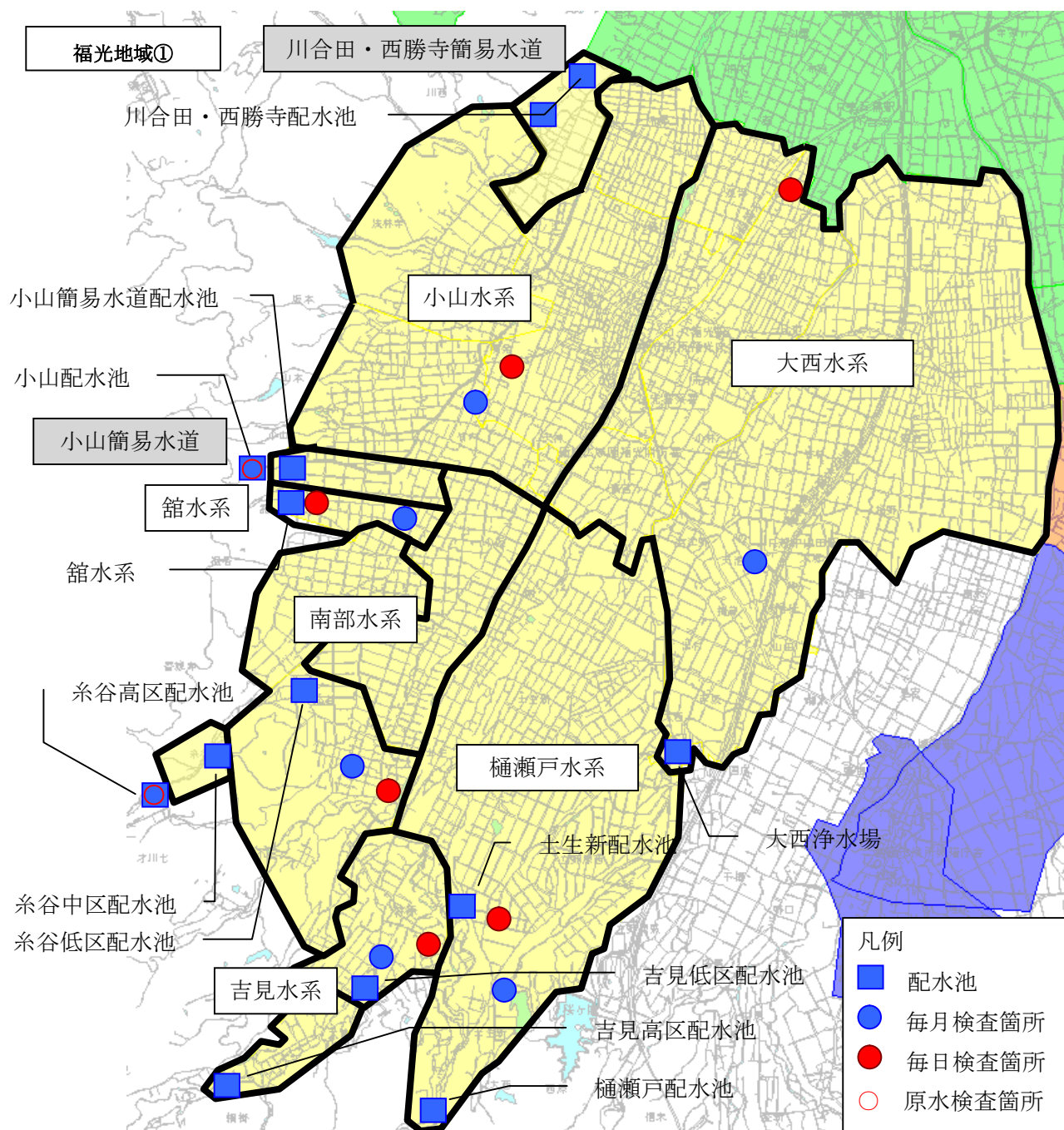
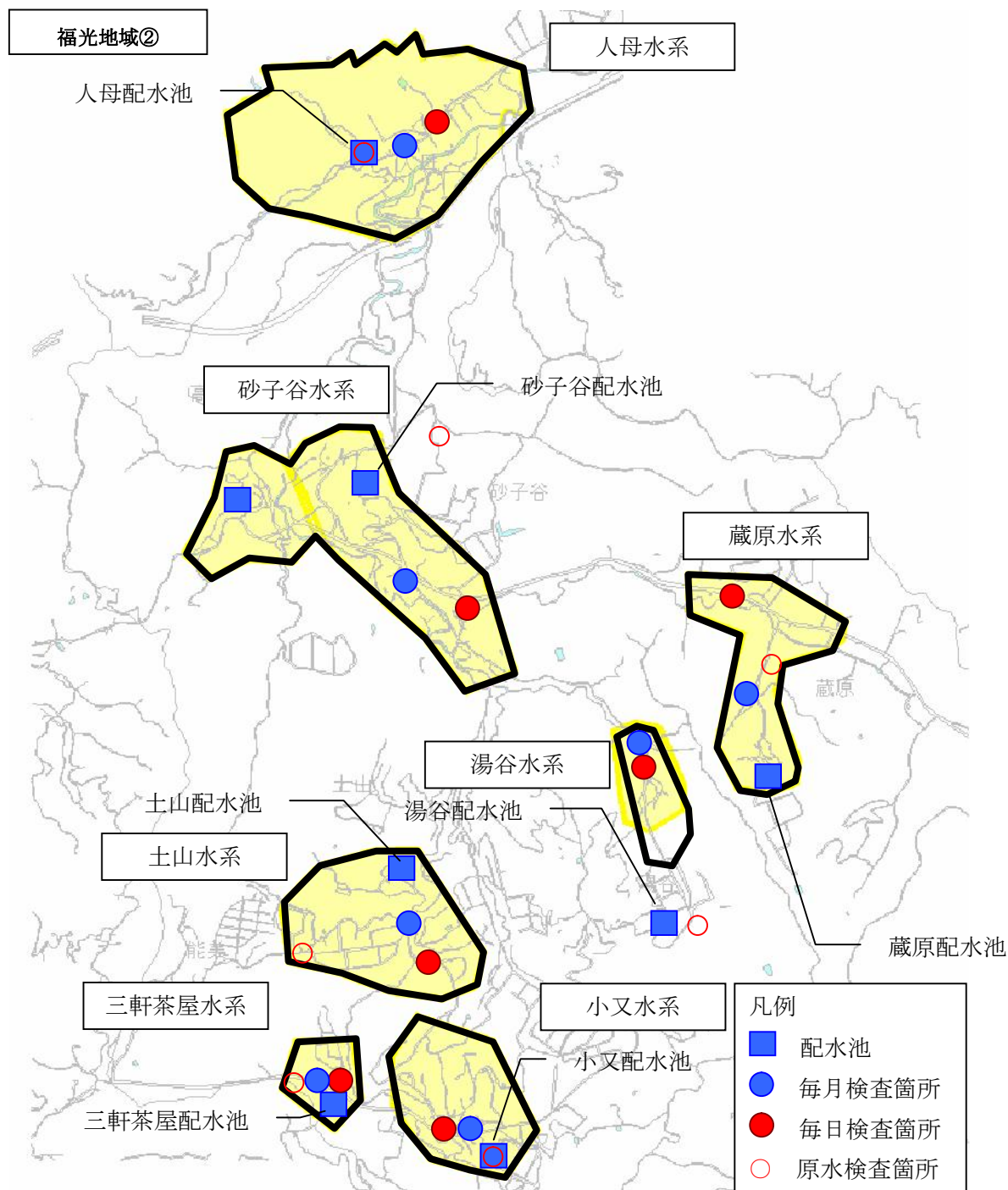


図 1－4 水質検査を行う採水地点（福光地域②）



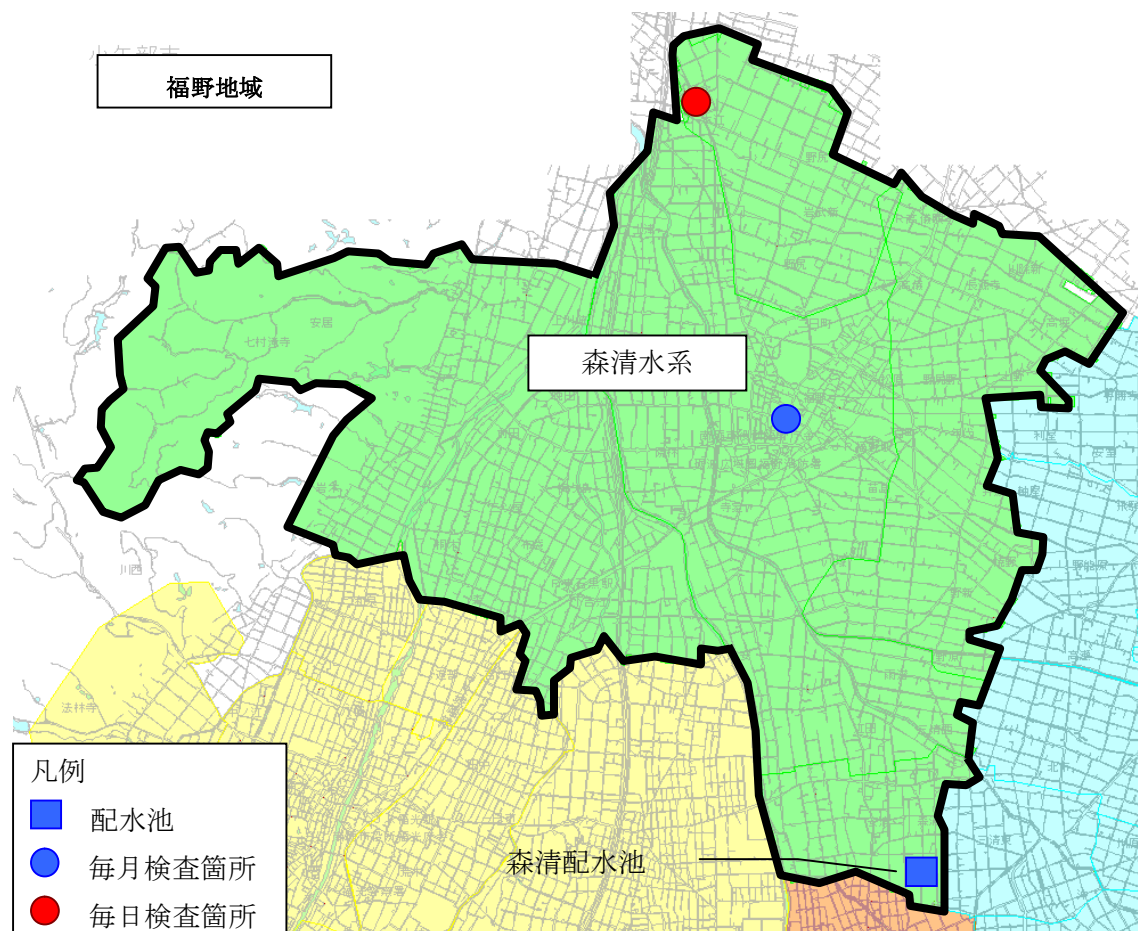
水系の目安となる住所
福光地域

小山水系	福光（通称名東町、観音町、中央通り、寺町、旭町、西町、神田町、荒町、栄町、中荒町、五宝町、本町、宮脇町、天神町、味噌屋町、川原町、東新町の大字のない区域）、遊部、遊部川原、荒木、和泉、岩木、岩安、開発、川西、坂本、福光新町、竹内、田中、天神、中ノ江、八幡、法林寺、松木、山本
館水系	館
南部水系	（糸谷低区）小坂、才川七 （糸谷中区）小院瀬見、香城寺、小二又、祖谷、広谷

	(糸谷高区) 糸谷新
吉見水系 (受水)	(吉見低区) 太美、嫁兼 (吉見高区) 綱掛、吉見
樋瀬戸水系 (受水)	殿、土生、土生新、樋瀬戸
大西水系 (受水)	赤坂、天池、天池字二番野島、荒見崎、在房、梅野、梅原、大塚、大西、鍛冶、神成、小林、下野、一日市、神宮寺、高畠、高宮、竹林、出村、徳成、利波河、縄蔵、東殿、久戸、宗守、山田、吉江中、吉江野
人母水系	人母
砂子谷水系	砂子谷、高窪
蔵原水系	蔵原
湯谷水系	湯谷
土山水系	土山、三軒茶屋
小又水系	小又
川合田・西勝寺簡易水道	川西
小山簡易水道	小山

※複数の水系が一つの地区を配水していることがあり、目安とと考えてください。

図 1 - 5 水質検査を行う採水地点 (福野地域)



水系の目安となる住所

福野地域

森清水系	福野（浦町、上浦町、駅前通り、御蔵町、上町、西新町、東新町、辰巳町、田中町、七ツ屋、南町、東横町、中横町、西横町、二日町、四区町の一部の大字のない区域）、雨潜、石田、岩武新、院林、梅ヶ島、江田、上川崎、上三日市、桐木、三清西、寺家新屋敷、柴田屋、下吉江、上津、新邸、高儀、田尻、田屋、七村滝寺、苗島、野尻、野原、晩田、東石田、百町、広安、二日町、布袋、本江、前田、松原新、三ツ屋、森、森清、やかた、安居、安居ト、安清、上野、川除新、福野軸屋、寺家、高堀、長源寺、年代、野尻野、野新、松原、焼野、八塚
------	---

平成２３年度水質検査予定表（別添ファイル参照）